

2012年3月28日

株式会社 ECC

代表取締役 山口 勝美様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-0033

大阪市中央区石町一丁目1-1

天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)



申入れ終了のご通知

当団体は、貴社が提供されている外国語学習講座（いわゆる語学教室）の契約内容や受講生に対する交付書面等について、2010年3月29日から現在までの間、概ね下記のとおり、貴社に対して各種お問い合わせや申入れをするとともに、貴社との協議や貴社からのご回答やご連絡をいただけてきました（詳細な経緯については、当団体のホームページをご覧ください。）

記

2010年3月29日 貴社に対するお問い合わせ

一貴社の「自主規制用交付書面一月謝払い用」にかかる外国語学習講座の契約が特定商取引に関する法律の「特定継続的役務提供」の規制対象となり、クーリングオフその他の制度の適用が認められるべきではないか等に対する貴社の見解についてのお問い合わせ。

2010年5月27日 貴社に対する申入れ

一当団体から貴社に対し、以下の1から3について申し入れ。

1. 支払方法を月謝払制にしている契約についても、受講期間が2か月を超える場合には、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するものとして、同法所定の法定書面の作成交付、ク

ーリングオフの導入など、同法の特定継続的役務提供について定められた全ての義務を遵守する等適切な措置を講ずること。

2. 「受講生および保護者の皆様へ（自主規制用交付書面一月謝支払い用）」と記載された書面について、「（自主規制用交付書面一月謝支払い用）」という記載を削除し、「（自主規制交付書面ー受講期間が2か月以下の場合）」という記載に改めること。
3. 申込書上は2か月を超えない受講期間が記入されたとしても、契約締結時に1年間分の教材等を販売したり、1年間分の諸経費等を徴収する場合には、月謝払制を採用するか否かを問わず、実質的に拘束される役務提供期間は2か月を超える期間にわたる契約に該当し、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するものとして、同法所定の法定書面の作成交付、クーリングオフの導入など、同法の特定継続的役務提供について定められた全ての義務を遵守する等適切な措置を講ずること。

2010年6月14日 貴社からの当団体に対するご回答

ー2010年5月27日付申入書にかかる事項について当団体の指摘する措置対応を実施されるとのご回答。

2010年8月11日 貴社に対する当団体のお問い合わせ

ー貴社の2010年6月14日付ご回答にかかる措置や対応の具体的な実施状況についてのお問い合わせ。

2010年9月1日 貴社からの当団体に対するご報告

ー2010年8月11日付当団体のお問い合わせに対する貴社のご報告。

2010年10月26日 貴社に対する当団体のお問い合わせ

ー当団体の2010年5月27日付申入書の趣旨に従った対応・措置がなされているのかが十分に確認できない事項に関する再度のお問い合わせ。

2010年11月16日 貴社ご担当者との面談協議

ー貴社の2010年6月14日付ご回答にかかる対応・措置の実施状況やその内容等についての協議を実施。

2011年2月1日 貴社に対する当団体からのご連絡

ー貴社からご提供頂いた特商法42条1項、2項に基づく法定交付書面及び当団体が入手した契約者に交付した書面についての検討結果に基づく、若干の問題点の指摘と善処を求める旨のご連絡。

2011年12月27日 貴社に対する当団体からのご連絡及びお問い合わせ

ー2011年2月1日付貴社に対する当団体からのご連絡と同様の趣旨に

基づくご連絡及びお問い合わせ。

2012年1月12日 貴社からの当団体に対するご回答

－2011年12月27日付当団体のご連絡及びお問い合わせに対する貴社のご回答。

現時点においては、当団体からの2011年12月27日付ご連絡及びお問い合わせにかかる中途解約の際に受講生から徴収される「初期費用」についての法定書面への明示・記載の方法については、当団体と貴社との間で見解の相違が残ったままの状態です。

しかしながら、何よりも、以上の経過を経て、貴社は、当団体からの2010年5月27日付申入れに対する措置・対応を実施され、相当の改善がなされましたことを当団体は評価し、当初の貴社に対する申入れの趣旨は達成されたものと判断して、この度、貴社に対する申入活動を終了することと致しましたので、本書を以て貴社にお知らせを致します。

なお、当団体は「初期費用」についての法定書面への明示・記載の方法についての貴社の見解を承服するものではなく、また、今後、貴社の実施される外国語学習講座契約に関して、消費者からの苦情等がありましたら別途対応させて頂くことがありますので、念のため申し添えます。

以上